

# 公益社団法人松江法人会女性部会規則

(名 称)

第1条 この会は、公益社団法人松江法人会（以下「本会」という。）女性部会（以下「部会」という。）と称する。

(事 務 所)

第2条 部会の事務所は、本会の事務局に置く。

(目 的)

第3条 部会は、本会部会運営規程第2条の規定に基づき、女性としての視点に立って本会の事業を積極的に推進するとともに研修会および交流等を通じて部会員の自己啓発を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 部会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本会の行う各種行事への参画および推進
- (2) 税務および経営に関する研修会、講演会および懇談会の開催
- (3) 会員相互の啓発と親睦を図るための行事
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事業

(部 会 員)

第5条 部会の部会員は、本会の会員企業に所属する女性経営者および幹部等とする。

(入会および退会)

第6条 女性部会に入会しようとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

2 部会を退会しようとするときは、退会届を提出するものとする。

(会 費)

第7条 部会員は、後記に定める会費を納入するものとする。

なお、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

2　納入された会費は、原則としてこれを返還しないものとする。

(会議の種類)

第8条　会議は、年次大会および理事会とし、部会長がこれを招集する。

(役員の種類)

第9条　本部会に次の役員を置く。

部会長　　1名

副部会長　　5名以内

理　　事　　10名以上15名以内（部会長、副部会長を含む））

(顧問・参与)

第10条　部会は、必要に応じて顧問および参与を若干名置くことができる。

(役員の任期)

第11条　役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2　退任基準年齢は、本会役員の75歳を準拠する。

(経　　費)

第12条　部会の経費は、部会員の会費、本会よりの補助金およびその他の収入をもってこれにあてる。

(定款の準用)

第13条　本会則に定められていない事項については、本会の定款を準用する。

(改　　廃)

第14条　部会の会則の変更は、年次大会の決議を経て、本会理事会の承認を得るものとする。

附　　則

1　この会則は、平成24年4月1日から施行する。

記

1. 会 費 金額 3, 000円 (年間)

様式 No. 1 入会申込書

様式 No. 2 退会届